



音声ガイダンス、始めました

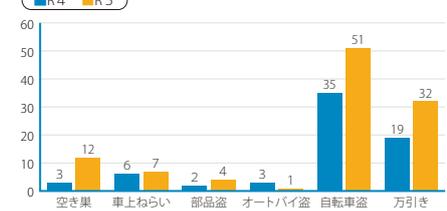
12月1日から警察署にかかってきた電話に対して、音声ガイダンスでの対応を始めました。

なお、小郡警察署の各交番(三国・駅前・大刀洗)及び各駐在所(干潟・松崎・味坂)の固定電話は、すでに廃止となっていますので、問合せの際は小郡警察署までお電話ください。また、緊急の事件・事故は、まず110番通報をお願いします。

音声ガイダンスの流れ

- ①電話をかけると「こちらは、小郡警察署です」などと音声ガイダンスが流れる。
- ②0～8の、番号を選択するように促される。
(例)落とし物：2、運転免許・交通事故など：3
- ③番号を選択すると、詳しい要件に応じて、更に番号を選択するように促される。
- ④しばらくすると係員に電話がつながるので、要件を伝える。

小郡警察署管内の犯罪・交通事故の発生状況
(令和5年11月末現在)



刑法犯発生件数 273件(+46件)

交通事故(人身事故)発生状況

発生件数	224件(+34件)
死者数	2人(+1人)
負傷者数	283人(+44人)

()は、
昨年同月比
を示す

こちら119

久留米広域消防本部 三井消防署
☎72-5101 ☒72-5948

毎月9日は
防火の日

地震災害から身を守るために

地震災害は、発生から被災までの時間が短く、その予測も難しいと言われています。いつ起こるか分からない地震災害から身を守るために、日頃の備えを行いましょう。



日頃の備え

- ①家具の置き方 壁に固定する、倒れたときに出入口をふさがない配置をする
- ②食料・飲料などの備蓄 非常食・飲料水3日分、薬や衛生用品を備蓄する
- ③非常持ち出しバッグの準備 貴重品、マスク・軍手、懐中電灯、携帯の充電器、非常用トイレ、衣服、食料・飲料などを準備する
- ④安否確認方法を決めておく 災害用伝言サービスを利用する(「171」に電話をかけると伝言を録音でき、自分の電話番号を知っている人に伝言が届く)

消費生活相談室

小郡市消費生活相談室 ☎27-5188

窓口開設日 毎週月～金曜日
9時～12時、13時～16時

断っているのにしつこい勧誘電話～再勧誘は法律違反です～

事例

毎日のようにいろんな勧誘電話がかかってくる。現在の契約先や家族構成を聞かれるが、それには答えず「必要ない」と言っているのに、何度も電話がある。電話が来ないようにしてほしい。



トラブル防止のポイント

- はっきり断っているのに、同じ業者が何度も勧誘の電話をすることは、特定商取引法で禁止されています(再勧誘の禁止)。しつこく勧誘してくる相手には、話を聞かずにこちらから電話を切りましょう。
- 断る際には「いいません」「お断りします」「契約しません」「電話を切ります」など、はっきりした言葉で意思を伝えましょう。
- 訪問販売では、ドアを開けずにインターフォン越しに「契約しません。お帰りください」とはっきり伝えましょう。

困ったときは、すぐ相談!